

**<全体方針>**

通信指令台の共同運用、住宅用火災警報器の普及啓発や消防水利の充実、消防車両の更新整備及び消防職員及び消防団員の活動能力の向上を図り、消防力を強化します。

**<課ごとの指導方針>**

**総務課**

消防の任務に関する資料の収集、整備及び提供に努めるとともに適切な予算編成や予算執行及び決算、また消防行政財産の適切な管理を行なう。さらに消防職員及び消防団員の教養、訓練及び安全管理の向上も図ることで、消防力の強化を進めるとともに、消防職員の働きやすい環境整備する。

**予防課**

防火対象物等の防火管理業務の充実に努め、火災予防行政及び火災等災害予防の推進を行います。

また、一般住宅の防火安全対策において、住宅用火災警報器設置の推進と維持管理の啓発活動を行います。

**防災課**

消防車両の更新計画に基づき、消防車両の更新を行う。

救急救命士の行うことができる救急救命処置は徐々に拡大されてきている。平成26年4月1日から実施可能になった処置は、これまでのものと異なり、心肺停止前の傷病者に行うことができ、この拡大された処置を救急救命士が行うために終了しなければならない研修を順次行う。

平成28年度 各課の重点的取組				最終評価	
課名 (連携が必要な部署)	重点課題	課題解決に向けた 具体的方策	成果目標	評価 (進捗結果)	所見
総務課  (各課、各署)	★高度な災害対応能力を持つ た職員の育成	●若手職員の育成を強化する とともに、階層別研修を充実さ せます。また、消防大学校、県 消防学校への入校を促進し、 専門知識に関する研修を充実 させます。	○訓練・研修計画の 作成とそれに基づく 教育訓練・各種の研 修の実施により、多 様化する災害に迅 速・的確に対応でき る職員の育成と活動 能力の強化をはかり ます。  消防大学校 2名 県消防学校  初任教育 5名 専科教育 18名 特別教育 18名	A	消防大学校 2名  県消防学校  初任教育 5名 専科教育 19名 特別教育 24名

総務課	★地域防災力の強化	●消防団員の確保を実施します。	○市広報などの手段や様々な機会を捉えての勧誘、また消防団員応援制度を県下で実施していることにより加入の促進を図り、定員698名の充足を目指します。	C	平成29年3月1日現在 632名 これからも、市広報などの手段や様々な機会を捉えての勧誘していく。
総務課 (建築課等)	★新訓練塔の整備	●新訓練塔について、整備を図ります。	○平成29年度中に新訓練塔を建設します。	B	実施設計は平成28年度末完了。 本体建設工事は平成30年度中旬までに完了予定。
総務課 (防災課)	★消防団員の災害対応能力の向上	●火災や水防だけではなく、地震や津波等への対応を充実させるため、安全装備品・資機材の充実や技術の向上を図ります。	○各方面隊に救助用資機材を配備するとともに、平成28～30年度中に全分団に救命講習を実施します。	D	装備・資機材の配備は充実できたが、救命講習の取り組みは進まなかった。

<p>予防課</p>	<p>★立入検査の充実</p>	<p>●予防課と各署が共同で、防火対象物及び危険物施設への立入検査を実施する。過去の指導状況を踏まえ法令順守の状況を確認する。</p>	<p>○防火対象物等においては、複合用途の特定防火対象物に重点を置き、火災予防及び減災対策を図り、危険物施設においては、危険物取扱者による適正な維持管理を指導し、漏えい事故等を未然に防止するよう効率的な立入検査を実施する。 月間10件、年間100件を目安に実施する</p>	<p>B</p>	<p>平成28年12月末現在、査察対象物224件、危険物施設133件の立入検査を行い、違反是正指導を行うことで、違反対象物に対して改善が進んでいる。</p>
<p>予防課</p>	<p>★違反是正業務</p>	<p>●立入検査及び消防用設備点検報告等で、違反が確認された場合</p>	<p>○防火対象物等において、法令上の違反が</p>	<p>B</p>	<p>防火対象物等に立入検査を行うことにより、違反を早期</p>

		で、対象物の所有者等に改善指導を行い、違反是正を行う。	確認された場合は、違反是正指導を行い、必要な措置を講じて防火対象物等の安心安全を確保する。		に発見し確実な違反是正指導ができた。
	★住宅用火災警報器の設置、点検の推進	●火災予防に関する記事を市のホームページに掲載するとともに、全国火災予防運動期間中に「広報まるがめ」へ掲載、また、講習会等機会あるごとに啓発を行います。	○市民広報を通じて防火意識の高揚と効果ある初期消火・避難活動の啓発を行います。また、住宅用火災警報器の設置と点検を推進し、住宅火災件数及び住宅火災による死者を0人とします。	C	平成27年4月から現在まで住宅火災による死者は出ていません。 平成28年6月発表の住宅用火災警報器設置条例適合率は前年より7ポイント上がり58%であるが、香川県下の条例適合率63%より悪いので、今後より一層普及啓発に努めます。
防災課	★消防車両の配備・更新	●消防車両の使用頻度・車両の損傷の程度及び更新年限等を参	○更新台数 消防署 1台	B	消防団軽積載車(2台)12月 消防団ポンプ車2月

		考に計画的な配備更新を行います。	消防団 4台		消防団普通積載車3月 救急自動車2月 予定通り、納車済みである。
	★指導救命士の養成	●救急業務に携わる職員の指導教育に関し、指導救命士を中心とした体制の構築を図ります。	○九州研修所 1名	B	平成28年8月10日講習修了。
防災課	★救急救命士処置拡大	●救急救命士処置拡大に伴う講習及び実習を行い、救急現場での活用を行います。	○県消防学校 6名	B	10名が修了。
	★救急車の適正利用の推進	●救命講習・防災訓練等の機会を捉え、啓発活動を実施します。	○社会通念上不適正と思われる救急要請の抑制を図ります。	C	急病での軽症の割合は50%と横ばい。 ポスターの掲示や、あらゆる機会を捉え、啓発活動を実施していく。
	★救命率の向上	●救命処置の普及啓発	○年間目標 2500名	B	年間で2679名が講習を受講済み。